

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和2年2月18日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカー宮店

所在地 岡山市北区檜津659番地6

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(3) 変更事項

①大規模小売店舗において店舗設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称：株式会社山陽マルナカ

代 表 者：代表取締役 栗本 健三

住 所：岡山市南区平福一丁目305番地の2

(変更後)

氏名又は名称：株式会社山陽マルナカ

代 表 者：代表取締役 宮宇地 剛

住 所：岡山市南区平福一丁目305番地の2

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称：株式会社山陽マルナカ

代 表 者：代表取締役 栗本 健三
住 所：岡山市南区平福一丁目 3 0 5 番地の 2
(変更後)

氏名又は名称：株式会社山陽マルナカ
代 表 者：代表取締役 宮宇地 剛
住 所：岡山市南区平福一丁目 3 0 5 番地の 2

(4) 変更年月日

①平成 3 0 年 2 月 1 日

②平成 3 0 年 2 月 1 日

(5) 変更理由

代表者変更のため（代表者変更の経過については、別紙 1 参照）

2 届出年月日

令和元年 1 2 月 2 0 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和 2 年 2 月 1 8 日から令和 2 年 6 月 1 8 日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課